

2 令和6年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について

(1) 相談体制

	項目	内容
障がい者虐待防止センター	平日の日中	来所、電話、FAX、メール等による相談受付
	夜間及び休日	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAXによる相談受付 ・宿直、日直から職員が連絡を受け対応する
	通報及び相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じコアメンバー会議を開催（課長以下センター職員） ・相談は主に保健師、社会福祉士が対応し、支援方針等を課内で協議する ・必要に応じ、個別ネットワーク会議を開催し、弁護士、医師、臨床心理士等の助言を受ける
	緊急一時入所先	《緊急分離が必要で、支援区分認定を受けていない障がい者の場合》 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者 志貴野ホーム ・知的障がい者 いみず苑「ひびき愛」 ・精神障がい者 通院先病院等
地域活動支援センター	4か所「あいネットいみず」「つどい」「ふらっと」「むげん」 <ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口 8:30～17:15まで（つどいは9:00～16:00） ・電話 24時間（夜間・休日は留守番電話） ・FAX、メール 24時間 	

(2) 虐待防止及び権利擁護に関する研修

研修会名	日時	対象	研修内容
市民後見人養成講座 【実務研修】	【全6回】 R6.7.2 ～ R6.7.19	・呉西地区成年後見センター開催の基礎研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・呉西地区成年後見センター実施 ・基礎研修を修了された方で市民後見人として活動できる人材の育成を目指す 受講者8人（うち射水市1人）
市民後見人養成講座 【フォローアップ研修】	【全1回】 R6.11.8 (小矢部会場) R6.11.18 (射水会場)	呉西地区在住者	<ul style="list-style-type: none"> ・呉西地区成年後見センター実施 ・市民後見人バンクの登録者で、権利擁護における援助方法を学ぶ

(3) 成年後見制度利用支援

成年後見制度 利用相談会	日 時	毎月第4水曜日 午後2時～午後4時
	場 所	射水市役所 本庁舎
	相 談 員	相談協力機関 ・ 成年後見センター リーガルサポート ・ 権利擁護センターぱあとなあ富山 ・ NPO 法人とやま成年後見人協会 地域包括支援センター及び市職員が同席

(4) 周知啓発

障がい者週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月2日から12月17日まで 射水市役所1階エントランスホールで作品展示 虐待防止、差別解消に関するリーフレットを配布 中央図書館で障害に関する図書及び事業所紹介を展示 ・ 12月7日 救急薬品市民交流プラザで、障がい者スポーツ体験講演会及び障がい福祉事業所による物販を実施
ホームページへの掲載	虐待防止センターの連絡先等掲載
地域相談員・障がい者相談員への周知	相談員研修会等においてリーフレットを配布
理解促進・啓発事業	地域活動支援センター(ふらっと、つどい、むげん)に事業委託 ・ 障害特性をわかりやすく解説するとともに、市民が障がい者と交流する機会を設定し、障がい者等に対する配慮等の理解を深める
孤立防止活動支援事業	地域活動支援センター(つどい、むげん)に事業委託 ・ 地域に潜在している孤立障がい者及び障がい者の養護者を早期に発見し、継続的な訪問等支援を行う ・ 地域で必要に応じ連携・調整を図り見守り体制をつくる
ピアサポート支援事業	地域活動支援センター(つどい、むげん)に事業委託 ・ 障がい者やその家族等がお互いの悩みを共有し、情報交換ができるように交流活動を支援する ・ 障がい者自身がピアサポーターとして信頼関係を結ぶ働きかけを行う ・ ピアサポーターが継続して社会活動ができるように場所の設定等、環境を整備し支援を行う